

## 緊急時における児童の登下校について

台風や地震等への対応について、愛知県教育委員会並びに岩倉市教育委員会の指示により、学校では次のように指導し、児童の安全確保に努めてまいります。ご家庭でもご承知いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

◎警報・注意報は、市町村ごとに発表されます。  
従いまして、「岩倉市」に警報が出されているかどうか、判断基準となります。

### 【岩倉市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合について】

- 1 登校する以前に、暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合
  - ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行います。
  - イ 午前6時30分より午前11時までに警報が解除された場合は、家で昼食をとり、午後1時より授業を開始します。
  - ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行いません。  
※ アイの場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときには、自宅待機させてください。その場合は、学校に電話連絡してください。
- 2 登校後に、暴風警報・暴風雪警報が発表、または発表が予測される場合
  - ア 授業を中止し、通学路の危険箇所等災害に係る情報を収集し安全が確認できれば下校をします（下校が早まる場合は、連絡用アプリ・ホームページ等で連絡します）。
  - イ 通学路の通行が危険と思われるときや、帰宅が困難と認められるときは、引き渡し下校となります（連絡用アプリ・ホームページ等で連絡します）。
  - ウ 暴風警報等が発表されていない時点でも台風の進路を考慮し、下校時刻を早める場合があります。この場合も、連絡用アプリ・ホームページ等でお知らせします。

### 【岩倉市に大雨・大雪・暴風・暴風雪に関する「特別警報」が発表された場合について】

- 1 登校する以前に、名古屋地方気象台から大雨・大雪などの特別警報が発表されている場合
  - ア 登校しません。
  - イ 特別警報解除後は、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係わる情報を収集し、学校からの連絡用アプリ・ホームページによる指示にしたがって安全を確認して登校します。
- 2 登校後に、名古屋地方気象台から大雨・大雪などの特別警報が発表された場合
  - ア ただちに、授業を中止します。
  - イ 通学路の危険箇所等災害に係る情報を収集し、安全の確認ができれば、下校をします（連絡用アプリ・ホームページ等で連絡します）。
    - ・ 下校が可能と判断できる時は、速やかに下校をします。
    - ・ 下校に不安があると判断したときは、学校への留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等の対応をとります。

### 【雷雨の場合の登下校について】

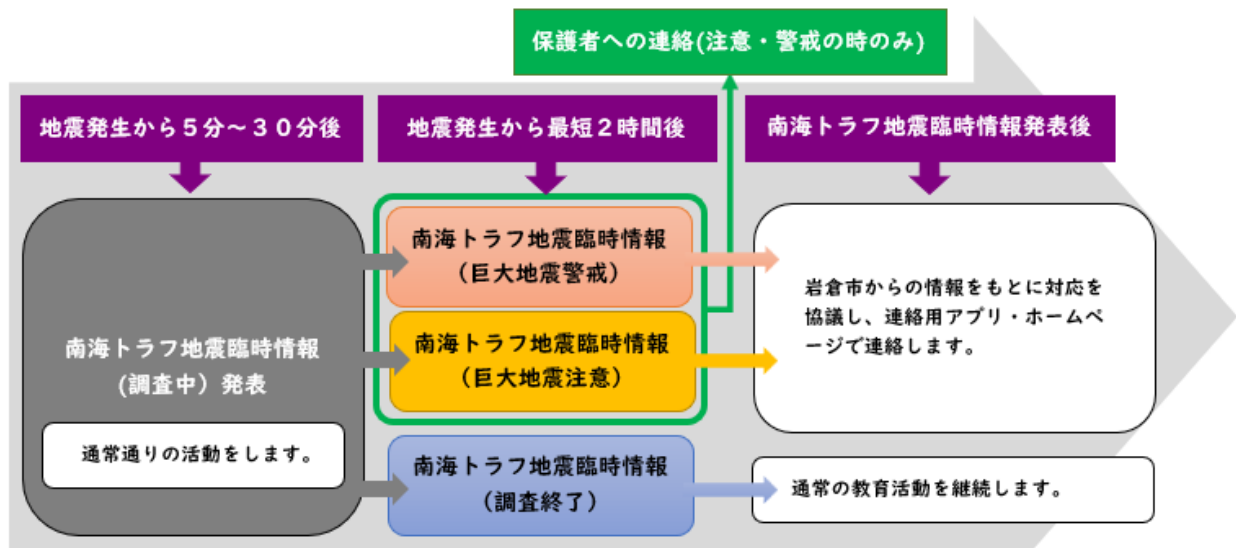
- 1 登校時、雷が鳴っている場合
  - ア 雷が静まるまで自宅で待機します。
  - イ 登校の際は、道路の冠水や河川の増水等に十分注意して登校させてください。
- 2 通学路で危険な箇所が発生している場合
  - ア 自宅で待機し、学校まで電話連絡してください。
- 3 下校時、雷が鳴っている場合
  - ア 雷が静まるまで学校で待機し、安全確認後下校させます。

【岩倉市に震度5弱以上の地震が起きた場合について】

在校中に発生した場合	① ただちに活動を中止し、児童の安全を確保します。 ② 被災状況が確認されるまで、学校で待機します。 ③ 下校が困難な場合、保護者への連絡が不能な場合は、引き渡し下校とします。
在宅中に発生した場合	① 登校を見合わせ、自宅内の安全な場所や自宅周辺の安全な場所、または、指定緊急避難場所に避難します。

【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合について】

※南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震等の異常な現象を観測した場合



<気象庁から発表される臨時情報のキーワードについて> ※気象庁HP参照

キーワード	各キーワードの概要
調査中	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲での M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

【校区に「緊急安全確保（警戒レベル5）」「避難指示（警戒レベル4）」「高齢者等避難（警戒レベル3）」が発令された場合について】

- ・これらの発令は、地区ごとの状況に応じて岩倉市より発令されます。
- ・下記の岩倉南小学校区内のいずれかの地区に対して、これらの発令があった場合、次のように対応します。

・大地町・大地新町・中央町・野寄町・南新町・昭和町・下本町・旭町・稲荷町・川井町・北島町

- 1 在校中に発令された場合  
気象状況や地域の状況により、学校待機またはただちに下校します。学校より、連絡用アプリ・ホームページで連絡します。  
※ 学校待機の場合には引き渡しを原則としますが、状況によっては安全が確認できるまで留め置くなど、児童及び保護者の安全確保に努めます。
- 2 在宅中に発令された場合  
自宅で待機します。再開については学校より、連絡用アプリ・ホームページで連絡します。